

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○京都府新しい商店街づくり総合支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示 (中小企業総合支援課) 403	
公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (中丹広域振興局) 404	
○大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要 ()	

○土地改良区の定款変更の認可 (農村振興課) 405	
○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (丹後広域振興局) 〃	
○道路の位置の指定の取消し (乙訓土木事務所) 406	
○都市計画法に基づく工事完了 () 〃	
公 安 委 員 会	
○一般競争入札の実施 407	

告 示

京都府告示第339号

京都府新しい商店街づくり総合支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年6月23日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府新しい商店街づくり総合支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

京都府新しい商店街づくり総合支援事業費補助金交付要綱(平成10年京都府告示第411号)の一部を次のように改正する。

別表の1の項中

- | | |
|--|--|
| (1) 商店街創生センターによる支援を通じて把握した地域の課題の解決のために行う事業であって、その具体的な目標及び方法を定めた計画に従って行われるもの(2)及び(3)に該当するものを除く。 | 商店街振興組合、事業協同組合、事業協同小組合、任意団体、商工会、商工会議所、特定一般財団法人、商店街組合、事業実行委員会、商店街運営等特定非営利活動法人その他知事が適当と認めるもの |
|--|--|

を

- | | |
|--|---|
| (1) 商店街創生センターによる支援を通じて把握した地域の課題の解決のために行う次のいずれかの事業であって、その具体的な目標及び方法を定めた計画に従って行われるもの(2)及び(3)に該当するものを除く。
ア 子育て応援型事業(商店街等の施設整備その他の事業で、少子化対策の一環として子連れ世帯が訪れやすい商店街等として整備され、及び運営されるようにすることが主たる目的であると認められるものをいう。以下この項において同じ。
イ ア以外の事業 | 商店街振興組合、事業協同組合、事業協同小組合、任意団体、商工会、商工会議所、特定一般財団法人、商店街組合、事業実行委員会、商店街運営等特定非営利活動法人(子育て応援型事業にあつては、特定非営利活動法人)その他知事が適当と認めるもの |
|--|---|

に改め、同項中「200万円」の右に「(子育て応援型事業にあつては、250万円)」を加える。

附 則

この告示は、令和5年6月23日から施行し、この告示による改正後の京都府新しい商店街づくり総合支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和5年度分の補助金から適用する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和5年6月23日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

(1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ア 大和リース株式会社
 大阪市中央区農人橋二丁目1番36号
 代表取締役 北 哲弥

イ 株式会社京滋マツダ
 京都市南区吉祥院向西町1番地
 代表取締役 田嶋 誠治

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ福知山・京滋マツダ福知山店
 福知山市字篠尾小字長ヶ坪115番7ほか

(3) 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名	大和リース株式会社 大阪市中央区農人橋二丁目1番36号 代表取締役 北 哲弥 株式会社京滋マツダ 京都市南区吉祥院向西町1番地 代表取締役 津田 正樹	大和リース株式会社 大阪市中央区農人橋二丁目1番36号 代表取締役 北 哲弥 株式会社京滋マツダ 京都市南区吉祥院向西町1番地 代表取締役 田嶋 誠治	令 5. 4. 1	代表者の変更のため
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名	株式会社京滋マツダ 京都市南区吉祥院向西町1番地 代表取締役 津田 正樹	株式会社京滋マツダ 京都市南区吉祥院向西町1番地 代表取締役 田嶋 誠治		

株式会社マックハウス 東京都杉並区梅里一丁目7番7号 代表取締役 坂下 和志	株式会社マックハウス 東京都杉並区梅里一丁目7番7号 代表取締役 舟橋 浩司		
--	--	--	--

2 届出年月日

令和5年6月7日

3 縦覧場所

京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

4 縦覧期間

令和5年6月23日から令和5年10月23日まで

5 意見書の提出先

京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により福知山市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和5年6月23日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヒマラヤスポーツ&ゴルフ福知山店
 福知山市駅前町504番地ほか

(2) 届出者の名称及び住所

J R西日本不動産開発株式会社
 大阪市北区中之島二丁目2番7号

(3) 意見の対象となった届出及び届出日

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更の届出
 令和4年12月22日

(4) 意見の概要

特に意見を有しない。

(5) 縦覧場所

京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

(6) 縦覧期間

令和5年6月23日から令和5年10月23日まで

2(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド福知山店
 福知山市駅前町506番地ほか

(2) 届出者の名称及び住所

J R西日本不動産開発株式会社
 大阪市北区中之島二丁目2番7号

(3) 意見の対象となった届出及び届出日

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による
変更の届出

令和4年12月22日

(4) 意見の概要

特に意見を有しない。

(5) 縦覧場所

京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推
進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

(6) 縦覧期間

令和5年6月23日から令和5年10月23日まで



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条
第1項の規定により舞鶴市から聴取した意見の概要は、
次のとおりである。

令和5年6月23日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ東舞鶴店
舞鶴市浜町6の1ほか
- 2 届出者の名称及び住所
J R西日本不動産開発株式会社
大阪市北区中之島二丁目2番7号
- 3 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変
更の届出
令和4年12月22日
- 4 意見の概要
特に意見を有しない。
- 5 縦覧場所
京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推
進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 6 縦覧期間
令和5年6月23日から令和5年10月23日まで



土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の
規定により、京都市嵯原土地改良区の定款の変更を令和
5年6月15日認可した。

令和5年6月23日

京都府知事 西 脇 隆 俊



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京
都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に
係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のと
おり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見
地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出
することができる。

令和5年6月23日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏
名及び主たる事務所の所在地
株式会社三木
代表取締役 三木 健徳
京丹後市大宮町三重334番地の2
- 2 林地開発行為の目的
土石の採掘（真砂土）
- 3 林地開発行為をしようとする区域
京丹後市大宮町森本小字大谷10460番2の一部（次
の図のとおり）
- 4 林地開発行為をしようとする区域の面積
1.8ヘクタール
- 5 期間
(1) 林地開発行為を行う期間
令和5年10月25日から令和8年10月24日まで
(2) 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計
画期間
平成27年8月10日から令和17年10月24日まで
- 6 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有
- 7 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがあ
る範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れ	京丹後市大宮町森本 地内の一部に存する道 路（府道大宮岩滝線） （次の図のとおり）	場内出口に洗車場を 設置し、運搬車両を洗 浄する。 洗車場から道路まで の間は、コンクリート 舗装を行う。 歩道又は車道が汚損 した時は、清掃及び補 修を実施する。
交通量の増加	京丹後市大宮町森本 ・周枳地内の一部に存 する道路（府道大宮岩 滝線）（次の図のとおり）	場内への出入りに際 して、車両運転者に安 全運転の徹底を行う。 通勤及び通学時間帯 では、交通混雑又は事 故の発生防止のため、 運搬車両の台数を制限 する。 出入口付近に注意看 板を設置し、車両の通 行の安全を確保する。

河川水量の増加	京丹後市大宮町森本地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	洪水調整池を設置し、場内を通過する雨水の流量を調整後、場外に排出する。
濁水の発生	〃	沈砂地を設置し泥を沈下させた後、調整池を経由し場外に排出する。 沈砂地に堆積した土砂は、適宜除去し、常に沈砂容量を確保する。
粉じんの発生	〃	強風時の作業を中止する。 粉じんの発生のおそれがある時は、堆積土及び場内への散水を行う。

8 縦覧場所

- (1) 京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課
京丹後市峰山町丹波855番地
- (2) 京都府農林水産部森の保全推進課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- (3) 京丹後市農林水産部農林整備課
京丹後市大宮町口大野226番地
- (4) 株式会社三木
京丹後市大宮町三重334番地の2

9 縦覧期間

令和5年6月23日（金）から令和5年7月24日（月）まで

10 意見書の提出期間及び提出先

- (1) 提出期間
令和5年6月23日（金）から令和5年7月24日（月）まで
- (2) 提出先
〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855番地
京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課
〔次の図〕は、省略し、その図面を8の縦覧場所において縦覧に供する。



建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定の取消しを次のとおり行った。

なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和5年6月23日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定取消番号	指定取消年月日	所管土木事務所名	道路の位置	道路の延長	道路の幅員
乙第618号	令 5. 6. 15	京都府乙訓土木事務所	長岡京市野添二丁目110の2、111の2、112の1、112の11、141の9、142	m 65.9	m 最小 6.0 最大 6.0
乙第619号	〃	〃	〃 久貝二丁目208の2、208の4、208の9、208の20、209の2、209の11から209の13まで、209の16、209の18、209の19、210の29、210の30	48.2	最小 6.0 最大 6.0
乙第620号	〃	〃	〃 〃 207の1、207の14、208の5の一部、208の11、208の18、209の1、209の24、209の25	48.4	最小 6.0 最大 6.0



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年6月23日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
長岡京市今里更ノ町18
（関連区域）
長岡京市井ノ内下印田6の1の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
京都市伏見区竹田浄菩提院町316
大和ハウス工業株式会社
- 2 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
長岡京市奥海印寺多貝垣外17の1の一部
（関連区域）
長岡京市奥海印寺多貝垣外16の2の一部、16の13の一部、17の1の一部、17の2の一部、17の3、奥海印寺野辺田23の一部、24の1の一部、24の2の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
長岡京市奥海印寺八戸木7
高橋 貞之

公 安 委 員 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和5年6月23日

京都府警察本部長 白 井 利 明

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

ア 男性警察官制服

- (ア) 合服上衣 150着
- (イ) 合服ズボン 330着
- (ウ) 合活動服 130着
- (エ) 夏服ズボン 130着
- (オ) 夏服上衣（長袖） 300着
- (カ) 夏服上衣（半袖） 130着
- (キ) 合ワイシャツ 130着
- (ク) 雨衣上衣 145着
- (ケ) 雨衣ズボン 125着
- (コ) 夏帽子 65個
- (サ) 夏活動帽子 65個
- (シ) 冬帽子 215個
- (ス) 冬活動帽子 325個
- (セ) 冬服上衣 480着
- (ソ) 冬服ズボン 570着
- (タ) 冬活動服 530着
- (チ) 冬ワイシャツ 580着
- (ツ) 防寒服Ⅱ種 230着

イ 女性警察官制服

- (ア) 夏服上衣（半袖） 10着
- (イ) 合ワイシャツ 30着
- (ウ) 冬帽子 78個
- (エ) 冬活動帽子 103個
- (オ) 冬服上衣 106着
- (カ) 冬ズボン 166着
- (キ) 冬スカート 53着
- (ク) 冬ベスト 73着
- (ケ) 冬活動服 116着
- (コ) 冬ワイシャツ 126着
- (サ) 防寒服Ⅱ種 68着

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 納入期限

ア (1)のアの(ア)から(ス)まで及びイの(ア)から(エ)までの購入物品

令和5年9月27日（水）

イ ア以外の購入物品

令和5年11月29日（水）

(4) 納入場所

京都府警察本部長が指定する場所

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部総務部会計課調度係

電話075-451-9111 内線2252

(2) 仕様書の交付場所

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部総務部装備課被服係

電話075-451-9111 内線2322

(3) 入札説明書及び仕様書の交付

ア 交付期間

令和5年6月23日（金）から令和5年7月20日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。交付時間は、午前9時から午後5時までとする。）とする。

イ 入手方法

(ア) 入札説明書

a 原則として、アの期間に、京都府警察ホームページ（http://www.pref.kyoto.jp/fukei/site/kaikei_k/nyusatsu/index/html）からダウンロードすること。

b やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

(イ) 仕様書

内容が変更されていることから、アの期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）に、(2)の場所に問い合わせの上、確実に入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和5年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和5年京都府告示第1号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次のいずれかの業務種目に登録されている者であること。

ア 大分類「繊維製品」—小分類「衣料品」

イ 大分類「日用雑貨・百貨類」—小分類「百貨」

- ウ 大分類「警察・保安用品」—小分類「警察用品」
- (3) 1の(1)の購入物品を納入期限までに確実に納入することができる者と認められる者であること。
- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (5) 購入物品の検査を日本国内において行うことができ、契約担当者の検査に応じ、品質等を保証することができる者であること。
- (6) 購入物品の修理その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制を整備している者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間等

ア 提出期間

2の(3)のアに同じ。

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(2) 確認通知

入札参加資格の確認結果は、別途通知する。

(3) その他

ア 確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の競争入札参加者の資格を有しない者で入札に参加しようとするものは、次により資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出期間

令和5年6月23日（金）から令和5年7月4日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。提出時間は、午前9時から午後5時までとする。）とする。

なお、その後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

(イ) 資格に関する文書入手するための手段

原則として、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuizi.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出場所及び問合せ先

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課入札・物品調達調整係
電話075-414-5428

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

(ア) 1の(1)のアの(ア)から(ウ)までの購入物品
令和5年8月4日（金）午前9時30分

(イ) 1の(1)のアの(エ)から(カ)まで及びイの(ア)の購入物品

令和5年8月4日（金）午前9時45分

(ウ) 1の(1)のアの(キ)及びイの(イ)の購入物品
令和5年8月4日（金）午前10時

(エ) 1の(1)のアの(ク)及びイの(イ)の購入物品

令和5年8月4日（金）午前10時15分

(オ) 1の(1)のアの(コ)から(ス)まで並びにイの(ウ)及び(エ)の購入物品

令和5年8月4日（金）午前10時30分

(カ) 1の(1)のアの(セ)及びイの(イ)の購入物品

令和5年8月4日（金）午前10時45分

(キ) 1の(1)のイの(オ)から(ク)までの購入物品
令和5年8月4日（金）午前11時

(ク) 1の(1)のアの(タ)及びイの(イ)の購入物品
令和5年8月4日（金）午前11時15分

(ケ) 1の(1)のアの(チ)及びイの(イ)の購入物品
令和5年8月4日（金）午前11時30分

(コ) 1の(1)のアの(ツ)及びイの(イ)の購入物品
令和5年8月4日（金）午前11時45分

イ 場所

京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部本館入札室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和5年8月3日（木）必着

(イ) 提出先

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部総務部会計課長

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同値入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(3) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることにはできない。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札

ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

8 その他

(1) この入札の実施については、1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。

9 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be

purchased

a. Uniform for male police officer

- (a) 150 spring and autumn jackets
- (b) 330 spring and autumn trousers
- (c) 130 spring and autumn outer garments
- (d) 130 summer trousers
- (e) 300 summer shirts (long sleeve)
- (f) 130 summer shirts (short sleeve)
- (g) 130 spring and autumn skirts
- (h) 145 rain jackets
- (i) 125 rain trousers
- (j) 65 summer hats
- (k) 65 summer working hats
- (l) 215 winter hats
- (m) 325 winter working hats
- (n) 480 winter jackets
- (o) 570 winter trousers
- (p) 530 winter outer garments
- (q) 580 winter shirts
- (r) 230 winter clothes II

b. Uniform for female police officer

- (a) 10 summer shirts (short sleeve)
- (b) 30 spring and autumn skirts
- (c) 78 winter hats
- (d) 103 winter working hats
- (e) 106 winter jackets
- (f) 166 winter trousers
- (g) 53 winter skirts
- (h) 73 winter vests
- (i) 116 winter outer garments
- (j) 126 winter shirts
- (k) 68 winter clothes II

(2) The time, date and place for tender

a. The product to be purchased concerning article 9-1)- a -(a) to (c)

AM9:30 Fri., 4, August, 2023

b. The product to be purchased concerning article 9-1)- a -(d) to (f) and b-(a)

AM 9:45 Fri., 4, August, 2023

c. The product to be purchased concerning article 9-1)- a -(g) and b-(b)

AM10:00 Fri., 4, August, 2023

d. The product to be purchased concerning article 9-1)- a -(h) and (i)

AM10:15 Fri., 4, August, 2023

e. The product to be purchased concerning article 9-1)- a -(j) to (m) and b-(c) and (d)

AM10:30 Fri., 4, August, 2023

f. The product to be purchased concerning article 9-1)- a -(n) and (o)

AM10:45 Fri., 4, August, 2023

g. The product to be purchased concerning article 9-1)- b -(e) to (h)

AM11:00 Fri., 4, August, 2023

h. The product to be purchased concerning article 9-(1)- a -(p) and b-(i)

AM11:15 Fri., 4, August, 2023

i. The product to be purchased concerning article 9-(1)- a -(q) and b-(j)

AM11:30 Fri., 4, August, 2023

j. The product to be purchased concerning article 9-(1)- a -(r) and b-(k)

AM11:45 Fri., 4, August, 2023

Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan

(3) Time-limit for tender by mail

Thu., 3, August, 2023

(4) The time, date and place for the opening of tender

a. The product to be purchased concerning article 9-(1)- a -(a) to (c)

AM 9:30 Fri., 4, August, 2023

b. The product to be purchased concerning article 9-(1)- a -(d) to (f) and b-(a)

AM 9:45 Fri., 4, August, 2023

c. The product to be purchased concerning article 9-(1)- a -(g) and b-(b)

AM10:00 Fri., 4, August, 2023

d. The product to be purchased concerning article 9-(1)- a -(h) and (i)

AM10:15 Fri., 4, August, 2023

e. The product to be purchased concerning article 9-(1)- a -(j) to (m) and b-(c) and (d)

AM10:30 Fri., 4, August, 2023

f. The product to be purchased concerning article 9-(1)- a -(n) and (o)

AM10:45 Fri., 4, August, 2023

g. The product to be purchased concerning article 9-(1)- b -(e) to (h)

AM11:00 Fri., 4, August, 2023

h. The product to be purchased concerning article 9-(1)- a -(p) and b-(i)

AM11:15 Fri., 4, August, 2023

i. The product to be purchased concerning article 9-(1)- a -(q) and b-(j)

AM11:30 Fri., 4, August, 2023

j. The product to be purchased concerning article 9-(1)- a -(r) and b-(k)

AM11:45 Fri., 4, August, 2023

Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan

(5) Contact point for the notice

Accounting Division, Administrative Department, Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan

TEL 075-451-9111 Ext.2252